

入札参加者各位

工事入札における辞退・取下げ及び指名停止の取扱いについて

本市発注工事の入札において、何らかの事由により受注が困難となった場合は、入札手続の進捗状況に応じて、入札書の取下げ、入札の辞退、技術資料の取下げ又は落札者となることの辞退を行うことができます。一方で、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、原則として指名停止措置の対象となります。

このたび、本市発注工事における入札書の取下げ及び辞退の取扱い並びに落札者となることを辞退した場合の指名停止措置の取扱いについて、あらためてお知らせします。

1 入札を辞退（又は入札書や技術資料を取下げ）する場合の取扱い

辞退（又は入札書や技術資料の取下げ）を希望する案件の開札状況及び発注方式に応じて、取扱いが異なります。

(1) 入札期間中

入札期間中に入札書の取下げや入札の辞退を行うものについては、指名停止措置の対象となりません。下記についての詳細な手続きはヨコハマ・入札のとびらの「[電子入札簡易マニュアル（工事）](#)」をご確認ください。

【一般競争入札（条件付）の場合】

入札書の提出後に入札（見積）書取下申請書を提出することができます。ただし、一度入札を取り下げると、同じ案件に入札することはできませんので、ご注意ください。

【指名競争入札の場合】

辞退届の提出により、入札を辞退することができます。辞退届は、一度提出すると、同じ案件に入札することはできませんので、ご注意ください。

【総合評価落札方式一般競争入札の場合】

入札書については、一般競争入札（条件付）の場合と同じ取扱いとなります。
なお、技術資料の取下げはできず、提出された技術資料の返却も行いません。

(2) 入札期間締切後から開札前まで

【一般競争入札（条件付）及び指名競争入札の場合】

入札書を取り下げることはできません。

【総合評価落札方式一般競争入札の場合】

入札書の取下げはできませんが、「入札期間（技術資料提出期間）締切日の翌日から開札日の前々開庁日 17 時まで」に限り、技術資料を取り下げることができます。ただし、提出された技術資料の返却は行いません。

なお、取下げがあった場合は、技術資料の提出がなかったものとみなし、当該入札を無効として取扱います。具体的な手続きは別紙 1 をご確認ください。

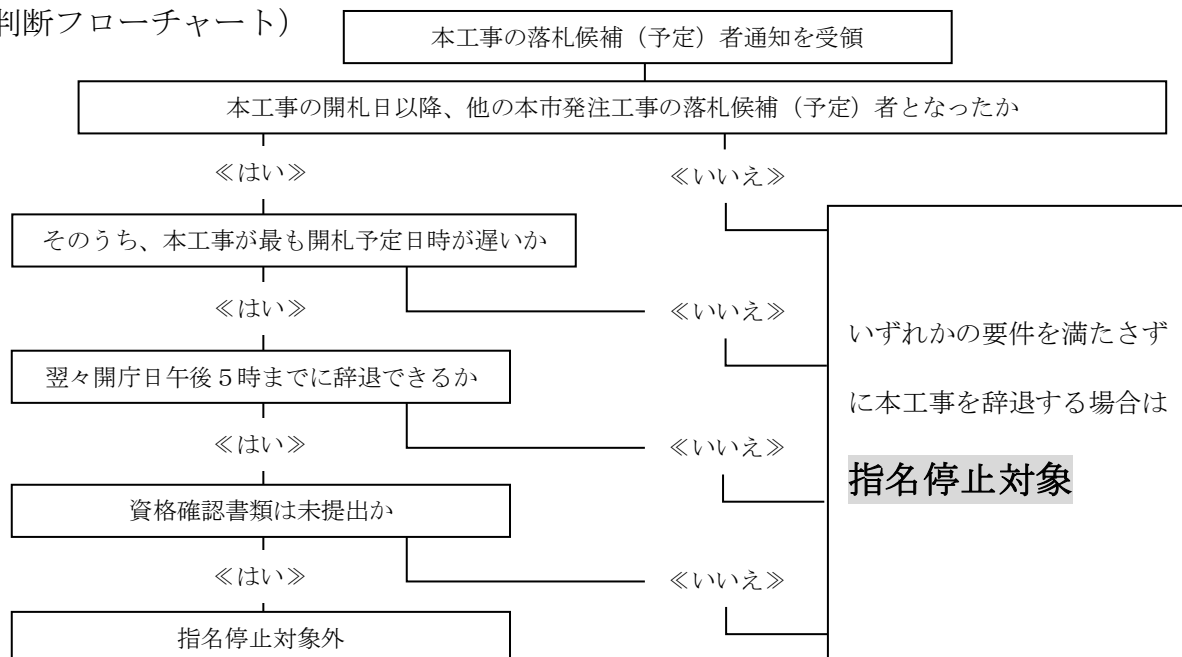
- (3) 開札後から落札候補（予定）者通知日の前日まで
入札書、技術資料の取下げや入札の辞退をすることはできません。
なお、現時点では落札候補（予定）者になっていないため、落札者となることを辞退することはできません。
- (4) 落札候補（予定）者通知日以降
入札書、技術資料の取下げや入札の辞退をすることはできません。
ただし、以下の要件を全て満たしたうえで落札者となることを辞退する場合、指名停止措置の対象としません。
なお、要件イにおける開札予定日時の比較は、辞退届を提出する時点で落札候補（予定）者通知を受領している全ての本市発注工事を対象として行います。

【一般競争入札（条件付）及び指名競争入札案件の落札者となることを辞退する場合】

（指名停止措置の対象としない要件）

- ア 本工事の開札日から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補（予定）者となっていること
- イ 辞退する工事について、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時に最も遅いものから順に行っていること（落札案件の選択はできません）
- ウ 本工事の落札候補（予定）者通知の翌々開庁日午後5時までに辞退届を提出していること
- エ 本工事の資格確認書類（※配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）等）をまだ提出していないこと
- ※ 再度入札を行った案件については、「開札日」を「再度入札の開札日」、「開札予定日時」を「再度入札の開札予定日時」と読み替えます。

（判断フローチャート）



【総合評価落札方式一般競争入札の案件の落札者となることを辞退する場合】

(指名停止措置の対象としない要件)

ア 本工事の入札期間最終日の翌開庁日から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補（予定）者となっていること

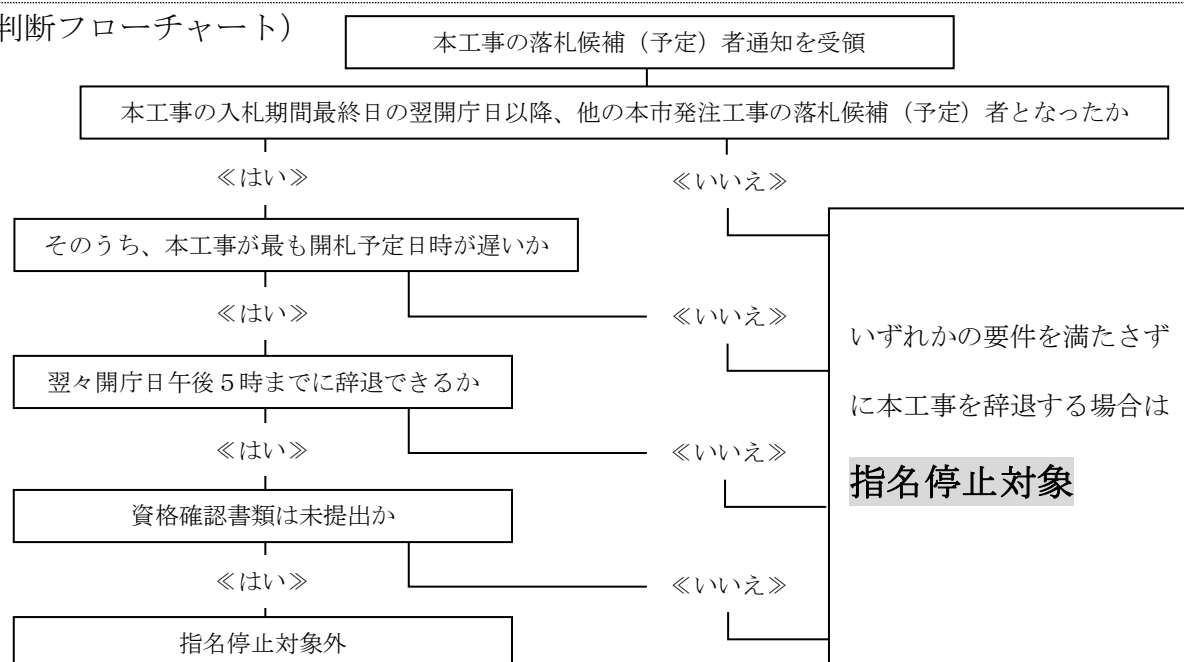
イ 辞退する工事について、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も遅いものから順に行っていること（落札案件の選択はできません）

ウ 本工事の落札候補（予定）者通知の翌々開庁日午後5時までに辞退届を提出していること

エ 本工事の資格確認書類（※配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）等）をまだ提出していないこと

※ 再度入札を行った案件については、「開札予定日時」を「再度入札の開札予定日時」と読み替えます。

(判断フローチャート)



※ 具体的な適用例については、別紙2をご参照ください。

2 その他注意事項

(1) 政府調達協定（WTO）対象工事は本通知の対象外です。

(2) 本通知1の規定にかかわらず、案件がア又はイのいずれかに該当し、やむを得ず技術者を配置できない場合は、要件(ア)及び(イ)をどちらも満たす場合に限り、指名停止措置の対象としません。

【辞退する案件】

ア 疑義申立てがあり落札候補（予定）者通知が遅れた場合

イ 落札候補者等が入札参加資格を満たさない等の理由により、次順位者として新たに落札候補者等となった場合

【指名停止措置の対象としない要件】

- (ア) 本工事の落札候補（予定）者通知の翌々開庁日午後 5 時までに辞退届を提出していること
- (イ) 本工事の資格確認書類（※配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第 6 号様式その 1）等）をまだ提出していないこと

3 備考

このお知らせは下記のお知らせの内容を統合したものであるため、本お知らせの発出をもって、次のとおり廃止します。

＜廃止するお知らせ＞

- (1) 工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の変更について（平成 28 年 4 月 1 日）
- (2) 総合評価落札方式対象の工事入札の落札候補（予定）者通知後の辞退における指名停止緩和の拡大について（平成 29 年 4 月 3 日）
- (3) 工事入札の落札候補（予定）者通知後の書類提出期間延長等について（平成 30 年 2 月 20 日）
- (4) 総合評価落札方式における技術資料の取下げについて（令和 2 年 3 月 19 日）

担当：総務局契約第一課
電話：045-671-2244、2228

総合評価落札方式における技術資料の取下げについて

総合評価落札方式の案件において、当該工事の請負が困難な場合等は、下記の方法、取扱いに従い、技術資料を取り下げることができます。

1 取下げの届出について

(1) 取下げ届出期間

入札期間（技術資料提出期間）締切日の翌日から開札日の前々開庁日 17 時まで

(2) 提出書類

技術資料取下届（「ヨコハマ・入札のとびら」内ダウンロードファイル一覧参照）

URL: <https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

(3) 提出方法

原則として、メール又はFAXによる提出とします。本人性確認のため、横浜市一般競争入札有資格者名簿に登録しているメールアドレス（又はFAX番号）から、下記のアドレス（又はFAX番号）へ送付してください。

なお、提出後は書類の到達確認のため、045-671-2228 まで電話連絡をお願いします。

【提出方法】

- ・ メール送付先: so-koujishinsa@city.yokohama.lg.jp
- ・ FAX送付先: 045-641-2758
- ・ メール件名: 技術資料取下届

2 取り下げられた技術資料の取扱について

提出された技術資料の返却は行いません。本市が技術資料取下届を受理した時点で取り下げられたものとみなし、審査は行わないものとします。また、取下げ届出後の技術資料の再提出は認められません。

なお、取下げがあった場合は、技術資料の提出がなかったものとみなし、当該入札を無効として取扱います。

(取下げ期間イメージ)

10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23
(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
◆ 入札期間 (技術資料提出期間)		◆ 取下げ可能期間				◆				● 開札日

別紙 2

1 開札日が最も遅い工事が「一般競争入札（条件付）」の場合の例

2 開札日が最も遅い工事が「総合評価落札方式」の場合の例

【特殊な事例】

3 落札候補（予定）者通知より後に、他工事の次順位者として（又は積算疑義を経て）落札候補（予定）者となった場合の例

	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日
一般競争入札（条件付） （工事①）					入札期間			開札日				落札候補 （予定） 者通知			
次順位又は積算疑義を経 て、落札候補者となった工 事（工事②）：辞退可能	入札期間			開札日	次順位又は積算疑義のため遅延							落札候補 （予定） 者通知	辞退届提出可能期間		
	工事①の辞退は本通知 1（4）要件アに該当しないため指名停止措置の対象。工事②の辞退は本通知 2（2）に基づき指名停止措置の対象外														

4 落札候補（予定）者通知と同日に、他工事の次順位者として（又は積算疑義を経て）落札候補（予定）者となった場合の例

	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	
一般競争入札（条件付） （工事①）：辞退可能	入札期間							開札日				落札候補 （予定） 者通知	辞退届提出可能期間			
次順位又は積算疑義を経 て、落札候補者となった工 事（工事②）：辞退可能	入札期間	開札日	次順位又は積算疑義のため遅延									落札候補 （予定） 者通知	辞退届提出可能期間			
	工事①の辞退は本通知 1（4）、工事②の辞退は、本通知 2（2）に基づき指名停止措置の対象外															

5 辞退届提出前に新たな落札候補（予定）者通知を受領した場合の例

開札予定日時と比較は、「辞退届を提出する時点で落札候補（予定）者通知を受領している全ての本市発注工事」を対象として行うため、辞退届の提出時点により変わる場合があります。

	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日
一般競争入札（条件付） （工事①）		入札期間			開札日			落札候補 （予定） 者通知							
一般競争入札（条件付） （工事②）：辞退可能			入札期間			開札日			落札候補 （予定） 者通知	辞退届提出可能期間 ※					
一般競争入札（条件付） （工事③）：辞退可能				入札期間			開札日				落札候補 （予定） 者通知	辞退届提出可能期間			

※ 9 日目は、工事②が開札予定日時の最も遅い案件であるため、工事②を辞退することができます。ただし、10 日目に工事③の落札候補（予定）者通知を受領した後は、工事③が開札予定日時の最も遅い案件となるため、工事③から順に辞退を行う必要があります。